

巻末別表目次

別表1	国土交通省及び農林水産省が発出した入札不調対策の通知等	47
別表2	東北地方整備局、東北農政局及び東北3県の標準的な地域要件	49
別図表	質問票の回答者の属性等	50

別表1 国土交通省及び農林水産省が発出した入札不調対策の通知等
別表1-1 国土交通省が発出した入札不調対策の通知等

入札不調対策	発出年月日	件名	文書番号	通知先	
I 技術者や技能者の確保のための対策					
復興JV制度の活用	①	H24. 2. 29	復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて	国土入企第34号	各省各庁、東北3県、仙台市
				国土入企第35号	都道府県、政令指定都市
				国土入企第36号	建設業者団体
				国土入企第37号	北海道開発局、地方整備局、内閣府沖縄総合事務局
	②	H24. 10. 10	復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて	国土入企第19号	各省各庁、東北3県、仙台市
				国土入企第20号	都道府県、政令指定都市
				国土入企第21号	建設業者団体
				国土入企第22号	北海道開発局、地方整備局、内閣府沖縄総合事務局
1人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化	①	H24. 2. 20	東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて	国土建第265号	都道府県
				国土建第266号	公共工事発注担当部局
				国土建第267号	地方整備局等建設業担当部局
				国土建第268号	建設業者団体
	②	H25. 2. 5	建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて	国土建第348号	都道府県 (建設業許可部局)
				国土建第349号	公共発注者（都道府県発注部局、中央省庁関係課等）
				国土建第350号	地方整備局建設部
				国土建第351号	建設業者団体
II 予定価格等の適切な算定のための対策					
実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定	H24. 2. 17 H24. 6. 19 H25. 3. 29		-	-	
急激な物価変動に伴う請負金額の変更	H24. 2. 17	東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について	国地契第72号	東北・北陸地方整備局、東京航空局	
		東日本大震災の被災地域における賃金等の急激な変動に伴う請負金額の変更等について	国土建第269-1号	東北3県、仙台市	
発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、点在する工事箇所ごとの工事費の算定	①	H24. 2. 14	施工箇所が点在する工事の積算方法について	国技建第5号	地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局
	②	H24. 6. 27	東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	国技建第3号	東北・北陸地方整備局
		H24. 6. 28		国土入企第10号	東北3県、仙台市
被災地以外からの技術者・技能者の確保に要する追加費用への対応、宿泊等に係る間接費の設計変更の導入	①	H24. 2. 29	被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について	国技建第6号	東北・北陸地方整備局
				国土入企第38号	東北3県、仙台市
	②	H24. 6. 27 H24. 6. 28	東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	国技建第3号	東北・北陸地方整備局
				国土入企第10号	東北3県、仙台市
建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入	H24. 6. 27 H24. 6. 28	東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	国技建第3号	東北・北陸地方整備局	
			国土入企第10号	東北3県、仙台市	

(注) 「実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定」については、通知ではなく公表であり、発出年月日は公表年月日である。

別表1-2 農林水産省が発出した入札不調対策の通知等

入札不調対策	発出年月日	件名	文書番号	通知先	
I 技術者や技能者の確保のための対策					
復興JV制度の活用	①	H24. 3. 9	復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて	23地第461号	東北農政局
		H24. 3. 16	「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」等の送付について	23北総第1054号	管内事業所、東北3県、仙台市
	②	H24. 10. 31	「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」の一部改正について	24地第258号	東北農政局
		H24. 11. 2	「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」の一部改正について	24北総第488号	管内事業所、東北3県、仙台市
1人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化	①	H24. 2. 24	東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて	23経第1403号	農村振興局
				23地第446号	東北農政局
	H24. 3. 16	「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」等の送付について	23北総第1054号	管内事業所、東北3県、仙台市	
	②	H25. 2. 8	建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて	24地第361号	東北農政局
II 予定価格等の適切な算定のための対策					
実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定	H24. 2. 17 H24. 6. 19 H25. 3. 29		—	—	
急激な物価変動に伴う請負代金額の変更	H24. 2. 24	東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する「工事請負契約書」第25条第6項の運用について	23地第445号	東北農政局	
	H24. 3. 16	「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」等の送付について	23北総第1054号	管内事業所、東北3県、仙台市	
発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、点在する工事箇所ごとの工事費の算定	H25. 3. 29	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について	事務連絡	東北農政局	
			事務連絡	管内事業所、東北3県	
被災地以外からの技術者・技能者の確保に要する追加費用への対応、宿泊等に係る間接費の設計変更の導入	①	H24. 3. 9	被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について	23農振第2486号	東北農政局
				23北整第1509号	東北3県
	②	H24. 7. 6	東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	事務連絡	東北農政局
				事務連絡	東北3県
建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入	H24. 7. 6	東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	事務連絡	東北農政局	
			事務連絡	東北3県	

注(1) 「実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定」については、通知ではなく公表であり、発出年月日は公表年月日である。

注(2) 水産庁においても、東北3県宛てに同様の通知が発出されている。

別表2 東北地方整備局、東北農政局及び東北3県の標準的な地域要件

事業主体名	予定価格又は条件	地域要件
東北地方整備局（河川、道路等の工事）	2億円未満	県内に本社（本店）があり、かつ、特定する地方生活圏に本社（本店）、支店又は営業所が所在すること
	2億円以上3億円未満	県内に本社（本店）が所在すること
	3億円以上	東北地方整備局管内に本社（本店）、支店又は営業所が所在すること
東北地方整備局（港湾及び空港工事）	9000万円未満	事務所管内に本社（本店）、支店又は営業所が所在すること
	9000万円以上2億5000万円未満	県内に本社（本店）、支店又は営業所が所在すること
	2億5000万円以上	東北地方整備局管内に本社（本店）、支店又は営業所が所在すること
東北農政局	9000万円未満	県内に本社（本店）があること
	9000万円以上2億3000万円未満	東北農政局管内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所があること
	2億3000万円以上	地域要件を設定しない
岩手県	2500万円未満	工事施工場所の属する振興局の管内に主たる営業所を有する者
	2500万円以上5000万円未満	工事施工場所の属する振興局及び隣接する二つの振興局のいずれかの管内に主たる営業所を有する者
	5000万円以上1億円未満	工事施工場所の属する振興局及び隣接する全ての振興局のいずれかの管内に主たる営業所を有する者
	1億円以上	岩手県内に主たる営業所を有する者
宮城県	① 県内業者で施工可能な工事であり、かつ、入札参加資格条件を満たす者の数が所定の業者数を満たしている場合	県内に本社又は本店を有する者であること
	② ①にかかわらず、設計金額が1億円未満の工事で県内の一つの地域ブロック内に施工可能な者の数が所定の業者数を満たしている場合	県内の指定する地域ブロックに本社又は本店を有する者であること
	③ ①②にかかわらず、設計金額が1億円未満の工事で県内の複数の地域ブロック内に施工可能な者の数が所定の業者数を満たしている場合	県内の指定する複数の地域ブロックに本社又は本店を有する者であること
	④ ①～③の条件を満たさない場合	県内に本社、本店又は営業所を有する者であること
福島県	3000万円未満	発注する建設事務所の管内に本店を有する者、又は、福島県内に本店を有する者で発注する建設事務所の管内に支店・営業所を有する者
	3000万円以上1億円未満	発注する建設事務所及びこれを中心に隣接する3建設事務所の管内に本店を有する者、又は、福島県内に本店を有する者で発注する建設事務所及びこれを中心に隣接する3建設事務所の管内に支店又は営業所を有する者
	1億円以上	福島県内に主たる営業所を有する者

別図表 質問票の回答者の属性等

東北3県及び近隣3県の建設事業者への意識調査

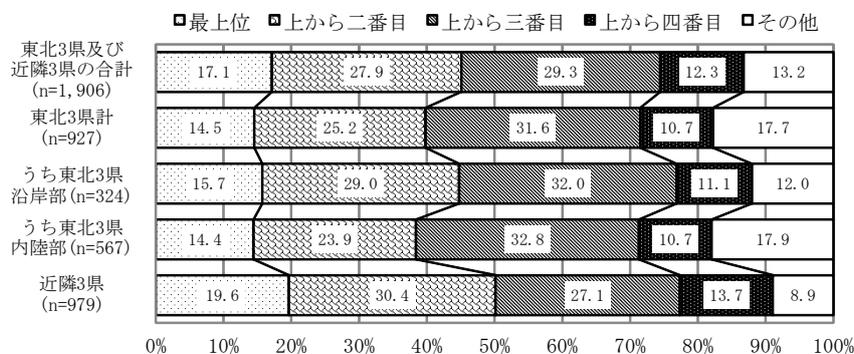
本意識調査は、東北3県及び近隣3県に所在する建設事業者のうち各県に登録されている建設事業者からそれぞれ抽出した1,500者、計3,000者を対象に、無記名方式で実施した。その結果、1,906者から回答があり、回答率は63.5%であった。

別図表-1 回答のあった建設事業者の登録県別内訳

登録県名	所在地域	事業者数			
		内訳			
		沿岸部	内陸部	所在地域無回答	
東北3県	岩手県	339	99	240	0
	宮城県	281	173	106	2
	福島県	277	52	221	4
	県名無回答	30	—	—	30
	小計	927	324	567	36
近隣3県	青森県	339			
	秋田県	322			
	山形県	307			
	県名無回答	11			
	小計	979			
計		1,906			

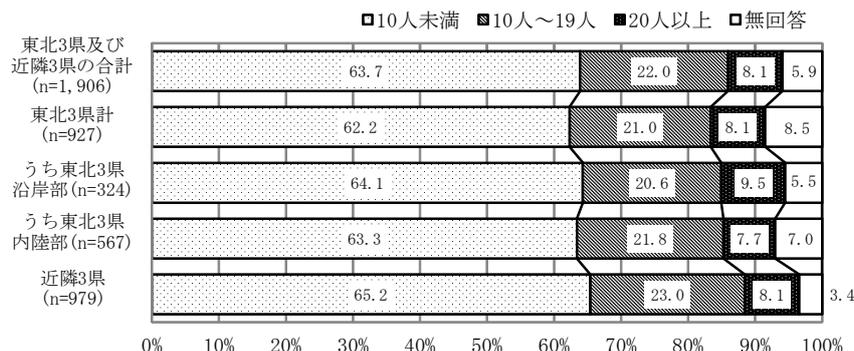
別図表-2 建設事業者の構成

別図表-2-1 登録県内における等級（A等級、B等級等）の構成



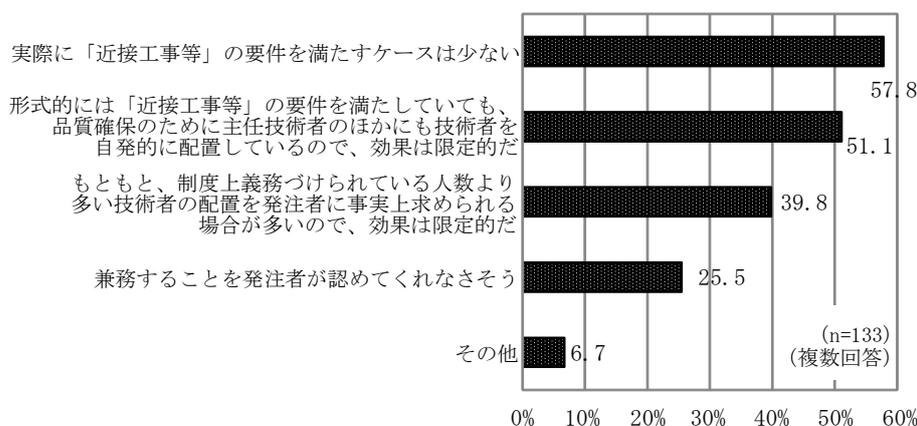
(注) 東北3県の沿岸部か内陸部かについて回答していない者があるため合計しても東北3県の計と一致しない（別図表-2-2も同じ。）。

別図表-2-2 技術職員数（土木一式工事）の構成



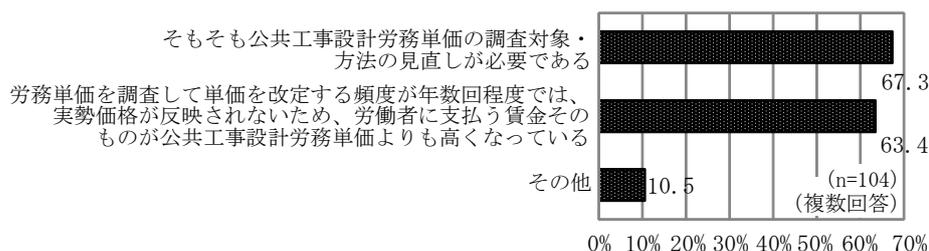
別図表-3 事業主体が執った入札不調対策について、効果はない又はあまり効果はないとしている理由（復興JV制度を除く）

別図表-3-1 1人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化について



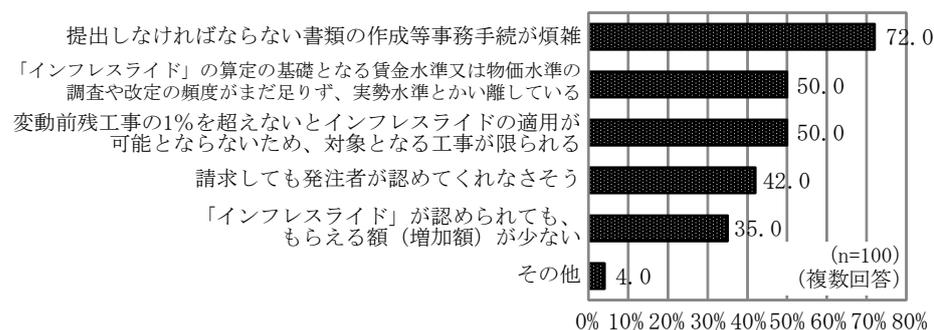
(注) 図中の数字は、1人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化について効果はないとあまり効果はないとを合わせた133者のうち、当該理由を選択した者の割合である。また、複数回答を可としているため、各理由を合計しても100%にはならない（以下の図において同じ）。

別図表-3-2 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定について



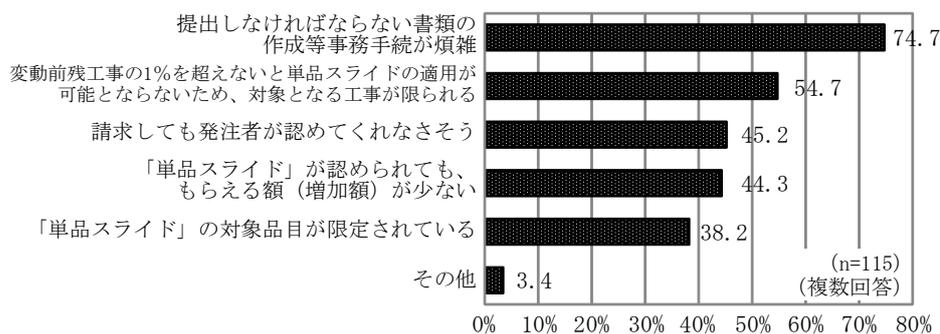
(注) 図中の数字は、実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定について効果はないとあまり効果はないとを合わせた104者のうち、当該理由を選択した者の割合である。

別図表-3-3 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更（インフレスライド）について



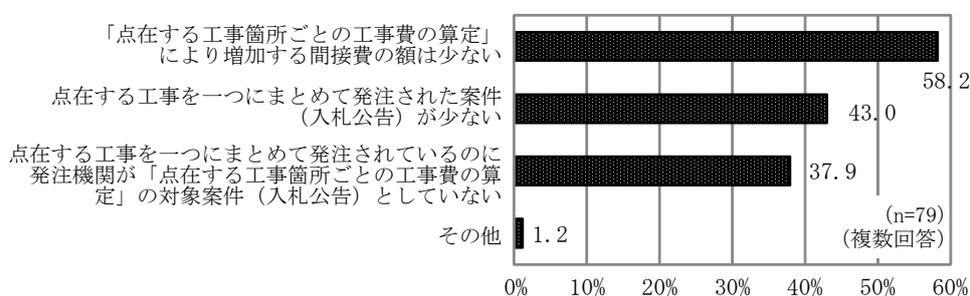
(注) 図中の数字は、急激な物価変動に伴う請負代金額の変更（インフレスライド）について効果はないとあまり効果はないとを合わせた100者のうち、当該理由を選択した者の割合である。

別図表-3-4 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更（単品スライド）について



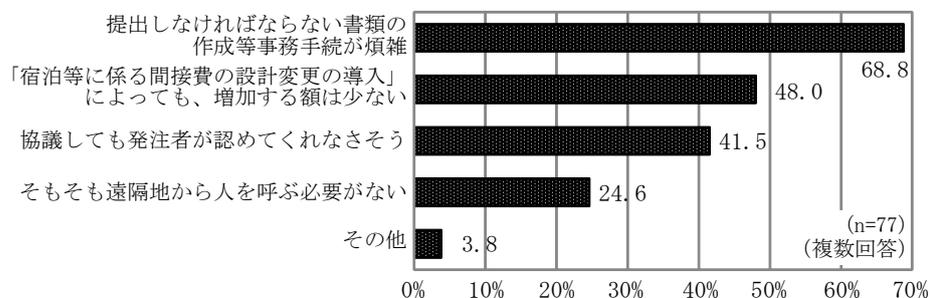
(注) 図中の数字は、急激な物価変動に伴う請負代金額の変更（単品スライド）について効果はないとあまり効果はないとを合わせた115者のうち、当該理由を選択した者の割合である。

別図表-3-5 点在する工事箇所ごとの工事費の算定について



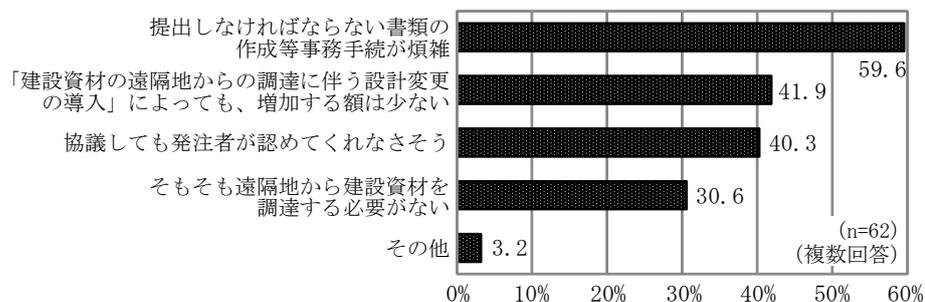
(注) 図中の数字は、点在する工事箇所ごとの工事費の算定について効果はないとあまり効果はないとを合わせた79者のうち、当該理由を選択した者の割合である。

別図表-3-6 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入について



(注) 図中の数字は、宿泊等に係る間接費の設計変更の導入について効果はないとあまり効果はないとを合わせた77者のうち、当該理由を選択した者の割合である。

別図表-3-7 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入について



(注) 図中の数字は、建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入について効果はないとあまり効果はないとを合わせた62者のうち、当該理由を選択した者の割合である。